

周南市徳山駅前賑わい交流施設条例の一部を改正する条例制定について

周南市徳山駅前賑わい交流施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市徳山駅前賑わい交流施設条例の一部を改正する条例

周南市徳山駅前賑わい交流施設条例（平成28年周南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「毎月第1及び第3火曜日並びに」を削る。

第6条第2項中「平日は」及び「とし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は午前9時30分から午後8時まで」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市徳山駅前賑わい交流施設条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(休館日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市民活動支援センターの休館日は、<u>毎月第1及び第3火曜日並びに12月31日から翌年1月3日までとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(休館日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市民活動支援センターの休館日は、12月31日から翌年1月3日までとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(開館時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市民活動支援センターの開館時間は、<u>平日は午前9時30分から午後10時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は午前9時30分から午後8時までとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市民活動支援センターの開館時間は、午前9時30分から午後10時までとする。</p> <p>3・4 (略)</p>